

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(施設名)つくば市民・学校プール

NO.	質問事項	回 答
1	利用人数および利用料収入の実績について、区分毎の詳細についてご教示ください。	別紙を参照してください。
2	学校授業の際の利用料は免除という認識でよろしいでしょうか。	つくば市民・学校プール条例第10条第1項第1号により、免除となります。
3	お示しいただいた指定管理料上限額について、消費税込みという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	賃借料「券売機」について、券売機の引継ぎの有無、契約の状況についてご教示ください。	現在施設に設置されている券売機については、指定管理者が変更となった際の引継ぎは想定していません。現指定管理者がリース契約により設置しています。
5	需用費「システム使用料」は、つくば市公共施設予約システムの認識でよろしいでしょうか。また、その場合の使用料の金額についてご教示ください。	つくば市公共施設予約システムは市で保持するシステムであるため、無償で利用可能です。「システム使用料」は、HPの運営等インターネット環境を保持する上で要する経費として見込んでいます。
6	光熱水費について、電気、ガス、上下水道の令和6・7年度の使用量および契約先についてご教示ください。	(電気) 契約先: 東京電力エナジーパートナー株式会社 使用料: 令和6年度 523,172kWh 令和7年度 572,826kWh (ガス) 契約先: 東京ガス株式会社 使用料: 令和6年度 153,789m³ 令和7年度 173,515m³ (上下水道) 契約先: つくば市 使用料: 令和6年度 上水 22,988m³ 下水 23,169m³ 令和7年度 上水 24,345m³ 下水 24,547m³

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(施設名)つくば市民・学校プール

NO.	質問事項	回 答
7	キャッシュレスについて、現在の導入状況についてご教示ください。	現指定管理者が設置している券売機については、各種クレジットカードや交通系IC、電子マネー、QR等のコード決済が使用可能です。
8	業務の再委託について、業務名、委託先、金額等についてご教示ください。	現指定管理者の不利益となる可能性がありますので公表できません。
9	自主事業の内容に関して、「(前略)経営を圧迫しない旨の取り交わし事項」について、配慮すべき事項等についてご教示ください。	民間事業者の経営を圧迫しない旨の取り交わし事項とは、「乳幼児、児童及び成人を対象とした長期的又は会員制の水泳教室、スイミングスクール、フィットネススクール等、名称に関わらずこれに類するものを開校又は開講しないこと」です。これに該当しない範囲において、事業を実施してください。
10	指定事業および自主事業を実施する際の利用料の取扱いについてご教示ください。	指定事業及び自主事業を実施する際、施設使用料は発生しませんが、料金を設定する際は、つくば市民・学校プール条例第9条で定める使用料を考慮してください。なお、自主事業を実施するには、事前に市の承認が必要となります。
11	配付データの中に、様式第3号(3)指定事業にかかる収支予算書がありませんでしたが、様式第3号(2)自主事業にかかる収支予算書の「自主事業」を「指定事業」に読み替えて、流用することでよろしいでしょうか。	公表データ「つくば市民・学校プール 指定管理者募集要項」に様式を追加しましたので、御活用ください。
12	事業報告書・収支決算等過去3年分と記載のある書類につきまして、設立から3年以内の場合、可能な範囲での提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(施設名)つくば市民・学校プール

NO.	質問事項	回 答
13	様式第3号(2)自主事業にかかる収支予算書、(3)指定事業にかかる収支予算書について、「同一事業を同一内容で複数年実施する場合は、年度欄に該当年度を記載し、1枚にまとめる」とありますが、同一事業・同一内容を複数年実施するにあたり、年度ごとに収支計画の金額に多少の変動がある場合におきましても、事業内容自体が同一であれば、令和9年度分の1枚にまとめて提出する形で差し支えないかご教示ください。	構いません。
14	採点表 自動算出項目a経済性について、基準となる「提案額」とは、5年間の指定管理料の合計額を単年度平均した金額という認識でよろしいでしょうか。	5年間の指定管理料の総額となります。
15	採点表 自動算出項目b実績評価による更新時加減点について、本項目は、本施設におけるこれまでの管理運営実績を有する事業者に対して、加減点が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	指定管理者業務仕様書 別紙4 つくば市と指定管理者の責任分担において、「物価変更」の負担者は指定管理者とされておりますが、毎年の最低賃金改定(引き上げ)に伴う人件費の増加についても指定管理者の負担となり、本公募における5年間の収支計画書にあらかじめ反映(見込み計上)しておく必要があるという理解でよろしいでしょうか。	賃金水準及び物価水準の変動については、本公募時に作成いただく収支計画書に反映させる必要はありません。賃金水準及び物価水準の変動等により、指定期間中に当初合意された指定管理料の額が不相当であると認めたときは、別途、協議により、指定管理料を変更することに対応します。
17	第二次審査(プレゼンテーション)について、出席可能な参加人数、ならびにプレゼンテーション時間および質疑応答の時間配分についてご教示ください。	詳細は一次審査後に、各申請者に御案内する予定ですが、昨年度は以下により実施しましたので、参考としてください。 参加可能人数:2名以内 プレゼンテーション時間:15分間 質疑応答の配分時間:20分間